

1 調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、県内における民間事業所の労働条件等の実態を把握し、労務管理改善等の基礎資料として提供するほか、労働行政運営の参考とするため、統計法(昭和22年法律第18号)に基づく届出統計調査として実施した。

(2) 調査対象

イ 調査地区

宮城県全域

ロ 調査対象事業所

事業所規模10人以上の民間事業所で、次の12産業

建設業 製造業 情報通信業 運輸業 卸売・小売業 金融保険業 不動産業
飲食店、宿泊業 医療、福祉 教育、学習支援 サービス業 その他(電気・ガス・
熱供給業・水道、鉱業)

基礎資料……平成16年事業所・企業統計調査(宮城県)

産業分類については「日本標準産業分類」に基づき、別表のとおりとする。

(3) 調査事業所

上記調査対象事業所から規模別・産業別に抽出した2,000事業所

(4) 調査事項

労働時間、週休、休暇、定年、退職金、平均賃金、初任給、就業援助制度等

(5) 調査期日

平成18年7月31日現在。ただし、初任給は4月採用時で、賞与は基本的に平成17年8月から平成18年7月までの間に支払われたもの。

(6) 調査の方法

郵便による通信調査

2 回答(集計状況及び回答事業所の状況)

(1) 回答(集計)状況

調査事業所2,000のうち1,058事業所から回答があったが、そのうち57事業所が従業員規模10人未満等で集計の対象外であった。したがって、回収率は52.9%であるが、有効回答は1,001事業所で、有効回答率は50.1%であった。

以下において、便宜上集計事業所を「回答事業所」と表現する。

(2) 回答事業所の状況

回答事業所における産業分類、従業者の規模分類、労働組合の有無については表1のとおりである。

表1 調査事業所分類及び回答事業所の現況

区 分 分 類		回答事業所	
		事業所数	構 成 比
全 体		1,001	100.0
産 業 分 類	建 設 業	172	17.2
	製 造 業	134	13.4
	情 報 通 信 業	11	1.1
	運 輸 業	59	5.9
	卸 売・小 売 業	220	22.0
	金 融 保 険 業	34	3.4
	不 動 産 業	13	1.3
	飲 食 店、宿 泊 業	52	5.2
	医 療、福 祉	95	9.5
	教 育、学 習 支 援	53	5.3
	サ ー ビ ス 業	154	15.4
	そ の 他	4	0.4
規 模 分 類	1 0 ~ 2 9 人	333	33.3
	3 0 ~ 9 9 人	199	19.9
	1 0 0 ~ 2 9 9 人	150	15.0
	3 0 0 人 以 上	319	31.9
本 社 所 在 地	宮 城 県 内	689	68.8
	宮 城 県 外	312	31.2
労 働 組 合	有	271	27.1
	無	730	72.9

3 利用上の留意点

- (1) この調査は、毎年任意抽出による調査のため回答事業所が一定していない。したがって、集計企業の同一性が確保されていないので、時系列比較をする場合には特に注意を要する。
- (2) 集計事業所数及び集計労働者数が少ないものについては、注意が必要である。
- (3) 調査項目によっては、複数回答となっている項目があるので、百分率の合計が100にならないものがある。
- (4) この調査の回答は事業所単位で行われているが、集計上の「規模分類」とは本社や支店等を含めた企業全体の従業員の規模により分類される。
- (5) 集計については、電子計算機処理により、平均賃金、初任給、賞与及びその他の賃金については、従業員数による加重平均とし、その他については、事業所数による単純平均とした。
- (6) この報告書の図表中に表示する“N”とは集計対象数(事業所数又は労働者数)である。
- (7) 各構成比についての比率は、四捨五入の処理を行っているとともに、質問の細部については無回答の場合もあることから、必ずしもその合計が100%にならないこともある。また、「-」とあるのはサンプルなしのものである。
- (8) この調査結果報告書に用いた次の「主な用語」の説明については、下記のとおりとする。

イ 従業員

常用労働者(正社員)

期間を定めずに雇用されている一般の正規従業員。役員でも常時一定の職務に従事し、一般の従業員と同じ賃金規則、あるいは同じ基準で賃金の支払いを受けている者は「常用労働者(正社員)」に含む。

嘱託・契約社員

期間を定めた労働契約により「常用労働者(正社員)」に準じた労働条件で主に専門的な業務に従事する労働者。「準社員」、「非常勤」等事業所により呼称は様々である。

パートタイム労働者

「常用労働者(正社員)」よりも所定労働時間が短い者。

臨時・アルバイト

数日～数ヶ月単位の短期雇用を前提とした労働者。

派遣労働者

派遣会社と雇用関係にありながら別の会社へ派遣され、派遣先の会社の指揮命令を受けて働く労働者。

ロ 所定労働時間

労働協約・就業規則等で定められた始業時刻から終業時刻までの時間から、所定の休憩時間を差し引いた実労働時間をいう。

ハ 所定内賃金

基本給

本給、年齢給、学歴給、勤続給、職能給、職務給等

諸手当

通勤手当、住宅手当、家族手当、管理職手当、特殊勤務手当、能率手当(歩合給)、精勤手当、皆勤手当、物価手当、役付手当等

ニ 所定外賃金

時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、深夜勤務手当等

ホ その他の用語等については、巻末の「調査票」及び「記入要領」を参照のこと。